

前橋地方裁判所委員会（第16回）・前橋家庭裁判所委員会（第15回）
議事概要

1 日時 平成21年7月7日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

（地裁委員会）

赤石あゆ子，新井啓允，荒木俊夫（説明者），石山容示（説明者），大澤克博，岡田雄一，大橋慶人，北村幸雄，倉田恵美子，染谷典久，高橋勉，宮崎かおる，山口幸男

（家裁委員会）

家坂清子，井上繁規，岩松浩之，亀山敏雄，関根幸恵，中村喜美郎，中村孝，丸山和貴，宮崎重子，宮下智満，武藤洋一，横島庄司

（説明者）

群馬弁護士会橋爪健弁護士，前橋家庭裁判所判事補下山久美子

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長赤澤史生，民事首席書記官榎谷雄一，刑事首席書記官船戸良和（説明者），事務局次長小池良隆，総務課長中島隆久，総務課課長補佐渡辺泰典
前橋家庭裁判所事務局長鈴木紅，首席家庭裁判所調査官塩澤勝夫，首席書記官猪浦隆之，事務局次長若林大三，総務課長丸山和子，総務課課長補佐齋藤辰男

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度に向けた取組について」及び「少年審判における被害者傍聴制度について」）

地裁委員会，家裁委員会とも共通のテーマとなったことから，合同開催した。

5 議事経過

○ 「裁判員制度に向けた取組について」の意見交換に先立ち，石山容示委員，刑事首席書記官船戸良和，荒木俊夫委員，群馬弁護士会橋爪健弁護士からそれぞれ説明があった。

（地裁委員長）

法曹三者からそれぞれ説明があったが，質問や意見があればお出しいただきたい。

（家裁委員）

模擬裁判を体験したことがあるが，評議の際，席に着いたときにすでに類似事件の判例が資料として配られていた。刑の公平や平等の観点からいえば必要だと思うが，裁判員制度の元々の出発点は，法律が分からなくても国民がこれまで培った人生経験や，一般の常識を活かして臨んでくれればいいんだということにあったと思う。そうだとすれば，裁判員の意見を先に聞くべきで，それから判例を見せた方がいいと思うが，実際はどうか。

（地裁委員）

量刑に関する資料について，どの程度のものをどの段階で裁判員に示すかは，模擬裁判を繰り返した中でいろいろ変化している。資料としては，同様の過去の事例の量刑を大まかに示したグラフで表した分布表や，個別事例のやや詳しい内容を示す資料という2つの種類が考えられるが，現在の考え方としては，大まかな分布表については，過去の例としてはこのような量刑が行われてきたという目安として，参考にさせていただく程度に裁判員

に示したいと思っている。ただ、例えば殺人にしてもいろいろなケースがあり、それに応じた刑の幅があつて、分布表だけを見てもどの程度の量刑が適当かということとは分からないので、これを示したとしても、裁判員が判断をするに当たって過去の裁判例に縛られるということはないと思われる。もう一つの個別事例の詳しい資料については、裁判員に示していいのかという議論もあり、一番最近行った模擬裁判では、裁判員の皆さんから一通りの意見が出た評議の最終場面で裁判員の希望により示したところ、裁判員は、この資料を見た上で自信を持って最終的な意見を述べることができたようであった。

(家裁委員)

素人の常識という物差しで、公判資料のみを見て、何ものにもとらわれずに裁判員が意見を言い、裁判官は最初に裁判員の意見を聞くというのが大事なのではないか。素人として、とんでもない意見があつていいと思う。

(家裁委員)

裁判員制度が必要だとされるのは、庶民感覚が求められているからだと思う。プロである裁判官とアマチュアである裁判員と一緒に作業するわけであり、そこには何らかの習熟度も必要になってくると思う。一回だけの経験で、何がなんだか分からないうちに自分の意見も言えないまま3日間が終わってしまったということでは、かえって国民の側に裁判への不信感が残るのではないかと思う。私は、1回だけの参加ではなく、希望者には複数回やってもらうというのが習熟性の観点から望ましいのではないかと思う。

(地裁委員長)

参審制度を意識された御発言だと思うが、参審制度は、任期制で期間中は事件を担当したり研修を受けたりして、だんだんと習熟してくるというものである。かつて司法制度改革審議会が裁判員制度に向けた議論が行われていたときには、参審制度の提案もあった。しかし、弁護士会を中心として、任期制で一般の人が参加するということは言ってみればミニ裁判官を作るようなものではないか、国民の意見はこれで反映されるのかという批判があり、そうした批判をも踏まえて陪審と参審の中間的な裁判員という結論になったという経緯がある。この新しい制度を実施してみて、御指摘のような問題点があるようであれば、見直しの時に議論されるのではないかと思う。

(家裁委員)

裁判員経験者には、もう参加したくないとか、もう一度やってみたいとかという意見があると思う。そこで、制度が始まった最初の時点からアンケートを行った方がよいと思う。

(地裁委員長)

裁判員制度の見直しに関しては、最高裁に有識者会議が設けられており、各地で行われた裁判員裁判について、事件終了後に裁判員を経験された方に対してアンケートを行うことを予定しているようだ。アンケートの集計結果は、有識者会議での審議の基礎にされるほか、何らかの形で公表されて、議論をする際の参考にされることになると思われる。

(家裁委員)

裁判員の辞退事由については国民の関心も高いところだと思う。最初の頃は辞退事由はかなり厳密に考えられていたようだが、最近ではかなり幅広く柔軟に認められるような話も聞こえてきて、国民の目からは見えにくくなってきた。以前、世論調査で、60数パーセントの国民が積極的には裁判員に参加したくないという結果が出たという新聞報道もあ

ったが、どのようなケースが辞退できるのかを差し支えない範囲で公表していくことが、スムーズな制度運営に資するし、国民も安心して参加できると思う。

(地裁委員長)

当初渋々参加したという人が、実際に3日間経験して、やってみて良かったという感想もあるだろうし、逆にとても辛かったということもある。抽象的な運用方針は最高裁でまとめているが、これを踏まえて、辞退事由の判断の在り方について各裁判体で検討しているところである。

(家裁委員)

裁判員に参加して精神的にとっても辛い思いをしたというケースもあると思う。ただ、精神的なトラウマは個人差がある。特に若い人たちは許容範囲が狭いことが多く、もう少し経験が豊かな大人から見れば何ともないことでも、非常に傷つきやすいものであり、裁判員を経験したことで精神的に参ってしまい、仕事に差し支えるようになった場合、そのフォローは考えられているのか。

(地裁委員長)

その点に関しては報道で御存じの方もいると思うが、例えば、裁判員となったことでPTSDになった場合などには、最高裁で予算措置を講じて精神科医等の診療を提供するプログラムもあるようだ。これは、裁判員経験者でメンタル的に不安定になった人は、まず電話で相談をして、もし継続的なケアが必要だということであれば、これも一定の範囲で無料でケアを受けられるというものだ。

(地裁委員)

刑事裁判の大原則は「疑わしきは被告人の利益に」ということで無罪推定が働き、立証責任はあくまでも検察側にあるはずだ。このことをしつこいほど周知徹底する必要があるのではないかと考えている。裁判員が検察側と弁護側の主張を検討して、それを並列してどちらが本当らしいかと比較するのではなく、検察側が被告人が完全にクロであると立証し切れているかという観点から評議を行うべきだと思う。裁判員になる人の多くがこの原則に馴染みが薄いのではないかとと思うので、繰り返し繰り返し周知徹底していただきたいと思う。また、裁判員の負担をできるだけ軽くするのは大切なことだと思うが、そのことを重んじるあまり、裁判が拙速に陥ってはいけないと思う。もし、迅速な裁判ということを徹底するあまり、十分な評議の時間がなかったり、十分な証拠のないまま結論を出し、それがえん罪だったということであれば、それこそ裁判員として評議に参加した人の責任や苦しみが大きくなってしまわないかと思う。また、事件によっては3日間で終わらない事件も出てくると思われるが、裁判員の負担の軽減について手当していただきたい。

(地裁委員長)

無罪推定原則の説明については、かみ砕いてわかり易く裁判員に対して冒頭で説明するほか、折に触れて繰り返し説明した上で評議を進めていくという共通認識が裁判官にはあると思う。負担の軽減については、公判前整理手続で争点を絞り込み、証拠を厳選していく。これも全く新しい制度として3年前に制度が発足して以来、紆余曲折があり、最初は削ることが優先で、証拠も含めて減らすことが優先された時期もあったが、現在では、出すべき証拠は当然出していくべきだという議論があり、数を減らすこと自体が目的ではないという点は裁判官や検察官、弁護人の間でも認識が一致している。

○ 「少年審判における被害者傍聴制度について」の意見交換に先立ち、前橋家庭裁判所判事補下山久美子、石山容示委員からそれぞれ説明があった。

(家裁委員長)

少年審判における被害者傍聴制度及び被害者参加制度について、質問や意見があれば、お出しいただきたい。

(地裁委員)

弁護士会の司法制度調査会で実施したアンケート結果に、被害者傍聴制度で行われた少年審判について、審判官があまりにも被害者の意見陳述を重視するあまり、付添人の少年に対する質問や意見陳述について、十分に少年が意見や主張を陳述する機会がなく、これが奪われてしまったとの意見がある。また、被害者参加の刑事裁判について、被害者が法廷にいて、被告人が多少萎縮するということがあると思う。

これらについて、今の趨勢が被害者の感情重視という方向に走っており、この辺りを裁判所には十分留意して欲しいと思う。

(説明者)

少年には罪悪感があり、被害者について言いたいことも言えなくなるということは人間として当然の心情だと思う。そこを、いかに少年に言いたいことを言ってもらおうかという点は重要であり、少年側の付添人や家庭裁判所調査官からの働きかけを行いつつ、審判官としても十分配慮していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(地裁委員長)

次回の地裁委員会の開催日及びテーマについては、追って連絡する。

(家裁委員長)

次回の家裁委員会の開催日は2月ころを予定しているが、具体的な日程及びテーマについては、追って連絡する。

以 上